



令和8年度 埼玉県高等学校等奨学金 申請のしおり

<埼玉県高等学校等奨学金>

高等学校等へ進学を希望する中学校3年生に、奨学金を無利子でお貸しします。

連帯保証人は不要です。

借り受けた生徒本人が、将来必ず返還しなければなりません。

<奨学金の貸与を希望する場合は>

申請期限までに提出用封筒に申請書類を入れて直接郵送してください。学校には提出しません。

申請方法の詳細は、このしおりで御確認ください。

<申請期間> 令和7年11月4日（火） から 令和8年1月30日（金）まで（必着）

※ 提出期限後に提出された申請については、審査を行いません。奨学金を希望する場合は、期限内に申請書類の提出をお願いします。



埼玉県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」

目 次

【重要なお知らせ】	2
1 奨学金の申請から貸与・返還までの流れ	3
2 対象となる生徒	4
3 所得基準	4
4 奨学金の貸与期間	5
5 奨学金の種類と貸与の額	6
6 奨学金の返還	6
7 申請の方法	8
(1) 申請書類と提出方法	8
(2) 申請期限	8
8 奨学金の貸与方法	9
9 奨学金の返還猶予と返還免除	9
生活保護を受給している世帯の提出書類	10
ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給している世帯の提出書類	11
その他の世帯（生活保護・児童扶養手当を受給していない世帯）の提出書類	12
住民税所得割額記載書類一覧（市町村別）	13
申請書記入例	14
よくある質問	16
提出書類チェックリスト	19

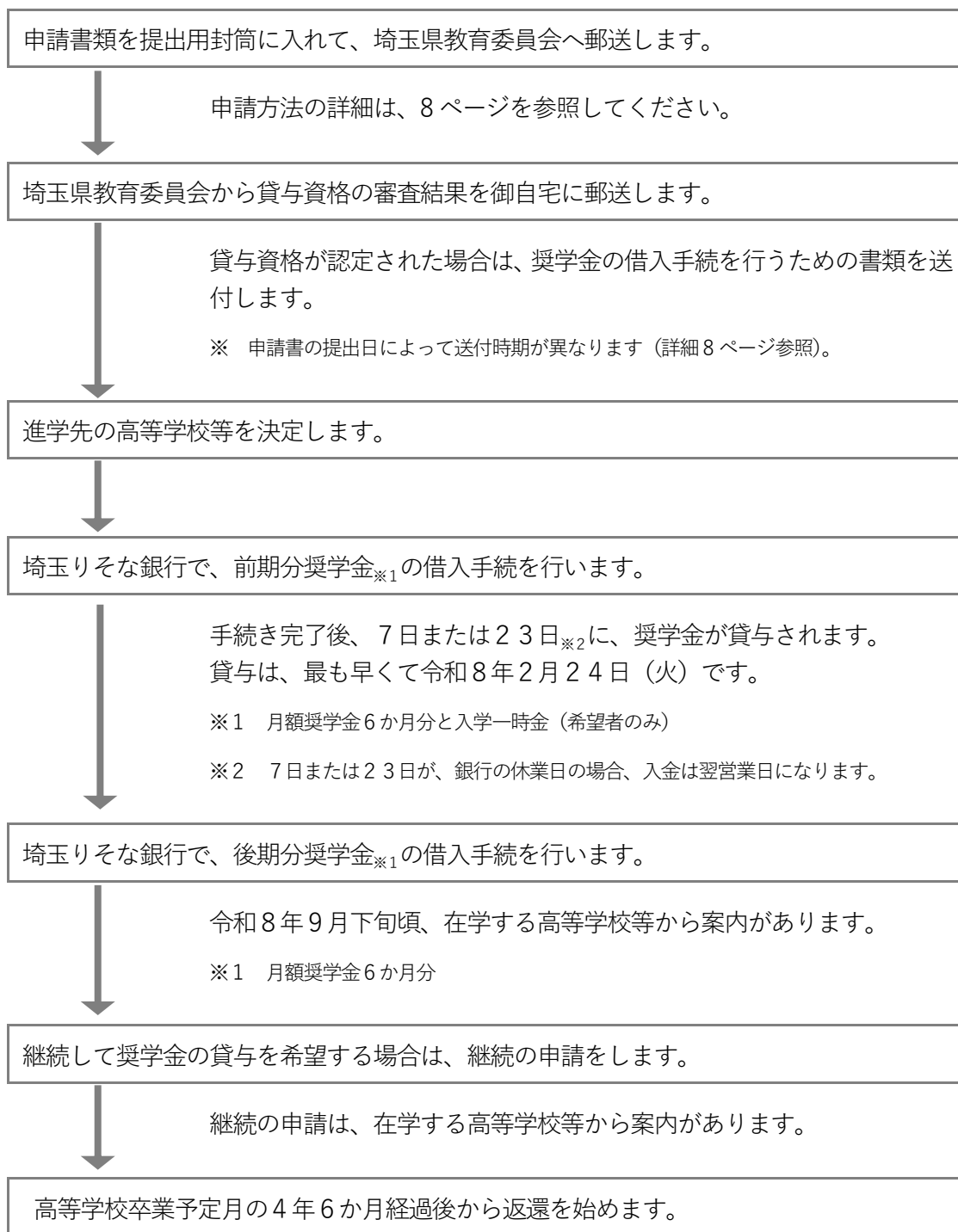
【重要なお知らせ】

- ✓ この奨学金は、保護者ではなく、生徒本人にお貸しするものです。
借り受けた生徒本人が、将来必ず返還しなければなりません。
- ✓ この奨学金は、貸与資格の要件があります（詳細 4 ページ参照）。
生徒本人からの申請に基づき、県で審査を行います。
審査の結果、貸与資格の認定を受けられない場合があります。
- ✓ 申請内容によって、貸与資格審査に時間を要し、認定や貸与時期が遅れることがあります。
- ✓ **借入手続には、戸籍上の親権者全員の同意と、銀行窓口に伴伴する親権者の署名・本人確認が必要です。戸籍上の親権者全員の同意と、銀行窓口に伴伴する親権者の署名・本人確認ができない場合、貸与を受けることができません。**
- ✓ 暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者）等は、奨学金の借入はできません。また、その確認に時間を要し、希望日に入金できない場合もありますので御了承ください。
- ✓ 埼玉県高等学校等奨学金事業の遂行のために、埼玉県が保有する個人情報を当該奨学金の貸与の事業を行う者として知事が指定する金融機関（埼玉りそな銀行）に対して提供する場合があります。

御理解と御協力をお願いいたします。



1 奨学金の申請から貸与・返還までの流れ



奨学金は、埼玉りそな銀行に返還します。
返還開始時期が近づきましたら、返還の案内をお知らせします。

2 対象となる生徒

①～③の全ての要件に該当する方

- ① 高等学校等^{※1}に在学すること
- ② 保護者が埼玉県内に居住していること
- ③ 品行方正であって、学習意欲があり^{※2}、経済的理由により修学が困難^{※3}であること

※1 高等学校等

埼玉県内・県外を問わず、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程を含みます。高等学校には専攻科・別科を含みます。専修学校高等課程の対象校については、埼玉県教育委員会（財務課）へお問い合わせください。

※2 品行方正であって、学習意欲があり

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好な者として在学する学校の校長から推薦を受ける必要があります。

校長推薦は、県から学校へ依頼しますので、保護者・生徒は、学校へ連絡する必要はありません。

※3 経済的理由により修学が困難

埼玉県教育委員会が定める所得基準を満たす必要があります。（次項参照）

3 所得基準

令和7年度の世帯の住民税所得割額が、次ページ表の基準額以下の世帯

※ 家計が急変した場合

保護者の死亡、失職、離別等により、収入が減少した場合は、住民税所得割額を再計算し、審査します。詳細は、埼玉県教育委員会（財務課）へお問い合わせください。

世帯年収の目安は、両親と学生2人の4人世帯の場合、約830万円以下です。



令和7年度の世帯の住民税所得割額※1の基準額

世帯の人数※2	小・中・高・大学生等が 2人までの世帯	小・中・高・大学生等が 3人以上の世帯
1人	123,300 円	—
2人	280,300 円	—
3人	328,600 円	606,800 円
4人	448,400 円	809,000 円
5人	603,100 円	1,065,400 円
6人	676,000 円	1,191,200 円
7人	732,400 円	1,294,800 円
8人	840,300 円	1,456,800 円

※1 世帯の住民税所得割額

保護者とその配偶者の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算を、世帯の住民税所得割額とします。配偶者が控除対象配偶者の場合、配偶者の住民税所得割額は0円とします。

※2 世帯の人数

①申請者、②保護者、③保護者の配偶者、④保護者の税法上の扶養親族（申請者を除く）、⑤保護者の配偶者の税法上の扶養親族の合計人数です。保護者又はその配偶者の扶養に入っていない祖父母・兄弟等は、世帯の人数に含めません。

4 奨学金の貸与期間

貸与資格の認定期間は、令和8年4月から令和9年3月までの1年間です。

令和9年4月以降も貸与を希望する場合は、改めて継続の申請が必要です。

5 奨学金の種類と貸与の額

入学する学校（国公立・私立）に応じ、月額奨学金と入学一時金の金額を選択します。
月額奨学金のみ、又は入学一時金のみを選択することもできます。

希望する奨学金の種類（月額奨学金・入学一時金）を申請書に記載し、貸与額は、貸与資格認定後に選択します。

区 分	月額奨学金（年額）	入学一時金※
国公立 高等学校等	① 15,000 円（18 万円）	① 50,000 円
	② 20,000 円（24 万円）	② 100,000 円
	③ 25,000 円（30 万円）	
私立 高等学校等	① 20,000 円（24 万円）	① 100,000 円
	② 30,000 円（36 万円）	② 250,000 円
	③ 40,000 円（48 万円）	

※ 申請書に記載する奨学金の種類は、後で変更することはできないので慎重に決めてください。

※ 「入学一時金」は、新入生のみが選択可能です。

6 奨学金の返還

埼玉県高等学校等奨学金は貸与です。将来必ず返還しなければなりません。

返還開始時期	高等学校等卒業予定月の4年6か月後から返還が始まります。
返還期間	12年 奨学金の全部または一部の繰上返還はいつでも可能です。
利息	利息はかかりません。 ただし、期日までに奨学金の返還をしなかったとき※は、遅延損害金の支払義務が生じます
返還方法	口座引落（毎月5日）

※ 一定期間、奨学金の返還が滞った場合

個人信用情報機関に登録され、クレジットカードが利用できなくなるなどの不利益が生じます。

貸与額の例

私立高等学校で、月額奨学金 40,000 円と、入学一時金 250,000 円を選択した場合

$$\begin{aligned}\text{貸与額} &= \text{月額奨学金 } 40,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} + \text{入学一時金 } 250,000 \text{ 円} \\ &= \text{年額 } 730,000 \text{ 円}\end{aligned}$$

返還額の例

私立高等学校で、月額奨学金 40,000 円を 3 年間で、1 年生時に入学一時金 250,000 円を借入した場合

$$\begin{aligned}\text{3 年間の貸与額} &= \text{月額 } 40,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} \times 3 \text{ 年} + \text{入学一時金 } 250,000 \text{ 円} \\ &= 1,690,000 \text{ 円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{12 年間で返済する 1 か月あたりの返還額} &= 1,690,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 年} \div 12 \text{ か月} \\ &\approx \text{およそ } 12,000 \text{ 円}\end{aligned}$$

あなたの場合

$$\begin{aligned}\text{貸与額} &= \overset{\text{月額奨学金}}{\boxed{}} \text{円} \times 12 \text{ か月} \times \overset{\text{貸与年数}}{\boxed{}} \text{年} + \overset{\text{入学一時金}}{\boxed{}} \text{円} \\ &= \overset{\text{合計貸与額}}{\boxed{}} \text{円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{12 年間で返済する 1 か月あたりの返還額} &= \overset{\text{合計貸与額}}{\boxed{}} \text{円} \div 12 \text{ 年} \div 12 \text{ か月} \\ &= \overset{\text{返還額/月}}{\boxed{}} \text{円}\end{aligned}$$

7 申請の方法

(1) 申請書類と提出方法

次に該当するページで申請書類を確認の上、提出用封筒で郵送・提出してください。
学校には提出しません。

生活保護を受給している世帯----- 10 ページ
ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給している世帯----- 11 ページ
その他の世帯（生活保護・児童扶養手当を受給していない世帯） - 12 ページ

- ※ 生活保護と児童扶養手当の両方を受給している世帯は、生活保護受給世帯 10 ページを参照してください。
- ※ 申請内容によっては、上記ページに案内の書類と別の書類の提出をお願いする場合があります。
- ※ 生徒本人が親権を持たない方と同居している場合は、必要な書類が異なることがありますので、あらかじめ埼玉県教育委員会（財務課）へ御相談ください。

(2) 申請期限

	提出期限（必着）	審査結果の送付時期
1回目	令和7年11月25日（火）	令和7年12月下旬ごろ
2回目	令和8年 1月 6日（火）	令和8年 2月上旬ごろ
3回目	令和8年 1月30日（金）	令和8年 3月上旬ごろ

- ※ 2回目の提出期限までに申請された場合の貸与は、最も早くて令和8年2月24日（火）です。
- ※ 2回目の提出期限後、3回目提出期限内に申請された場合の貸与は、最も早くて令和8年3月23日（月）です。
- ※ 3回目の申請期限後に提出された申請については、認定審査を行いません。奨学金を希望する場合は、期限内に申請書類の提出をお願いします。
なお、奨学金の申請は、入学後に入学した学校でも申請できます。
- ※ 申請書類に不備があった場合、審査結果の送付が遅れます。不備補正は各回の提出期限後、1か月程度で依頼する予定です。

8 奨学金の貸与方法

令和8年2月以降に、埼玉りそな銀行の窓口^{※1}で借入手続きを行います。

借入手続き

- ① 生徒本人と親権者1名が揃って、銀行の窓口で手続^{※2}を行います。
- ② 手続後、月の7日又は23日（休業日の場合は翌営業日）に、埼玉りそな銀行の生徒本人名義の口座に月額奨学金6か月分と入学一時金が入金されます。

※1 埼玉りそな銀行の窓口

事前に埼玉りそな銀行で生徒本人名義の口座を開設してください。貸与の手続は、生徒本人名義の口座のある埼玉りそな銀行の支店で行います。（東京支店を除く）

※2 銀行の窓口で手続

手続きには、借入額により200円～1,000円の収入印紙が必要です。収入印紙代は、申請により補助を行います。詳細は、高等学校等卒業時に御案内します。

9 奨学金の返還猶予と返還免除

一定の要件を満たす場合は、申出により奨学金の返還が猶予又は免除されます。

返還の猶予	大学等在学、就職活動中、経済的理由により返還が困難な場合等に、奨学金の返還が、一定期間猶予されます。
返還の全額免除	生徒本人が亡くなった場合、奨学金の返還が、全額免除されます。
返還の一部免除	在学中の活動実績が顕著な者 [※] として選ばれた場合、奨学金の返還が、一部免除されます

※ 在学中の活動実績が顕著な者

学業・スポーツ・文化・ボランティアなどで特に優秀な成績を残し、貸与時の認定所得等が基準額未満の方で、在学する学校長から推薦を受け、選考で選ばれた方

生活保護を受給している世帯の提出書類

① 申請書

14、15 ページの記入例に沿って、記入してください。

本人確認資料の写しの貼付は不要です。

② 生活保護決定（変更）通知書の写し

最も新しいものを提出してください。

③ 生活保護受給証の写し

受給証は、世帯構成・有効期限がわかるようにコピーしてください。

※ 生活保護決定通知書と生活保護受給証の両方の写しの提出が必要です。

④ 生徒本人が記載されている戸籍謄本（全部事項証明書）

生徒本人が外国籍の場合は、世帯全員分の住民票を提出してください。

生徒の親権者が、戸籍謄本（全部事項証明書）に記載されていない場合、その親権者の戸籍抄本（個人事項証明書）も提出してください。

⑤ 世帯全員分の住民票（ひとり親世帯の場合のみ）

世帯主との続柄を省略していない住民票を提出してください。

①～⑤の書類を提出用封筒に入れ、郵送してください。学校には提出しません。

必ず、提出用封筒の所定欄に学校名・生徒氏名を記入してください。

※ 切手の貼付は不要です。

※ 書類⑤（世帯全員分の住民票）は該当者のみ提出します。

※ 審査結果は書類①の保護者の欄に記載されている住所に送付します。

記入誤りに御注意ください。

ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給している世帯の提出書類

① 申請書

14、15 ページの記入例に沿って、記入してください。

本人確認資料（マイナンバーカード表面、社会保険証、各種健康保険資格確認書等のうちいずれか一つ）の写しを貼付欄に添付してください。

※ いずれも有効期限内のものに限ります。なお、健康保険証は令和7年12月2日以降、本人確認資料として使用できなくなります。

※ マイナンバーカード裏面（個人番号が記載されている面）は提出しないでください。

※ マイナンバー通知カードは、本人確認資料として使用できません。

② 児童扶養手当受給証の写し

受給者氏名、受給額、有効期限がわかるようにコピーしてください。

※ 有効期限が切れている受給証は提出しないでください。

※ ひとり親家庭等医療費受給者証ではありません。

③ 生徒本人が記載されている戸籍謄本（全部事項証明書）

生徒本人が外国籍の場合は、世帯全員分の住民票を提出してください。

生徒の親権者が、戸籍謄本（全部事項証明書）に記載されていない場合、その親権者の戸籍抄本（個人事項証明書）も提出してください。



①～③の書類を提出用封筒に入れ、郵送してください。学校には提出しません。

必ず、提出用封筒の所定欄に学校名・生徒氏名を記入してください。

※ 切手の貼付は不要です。

※ 審査結果は書類①の保護者の欄に記載されている住所に送付します。

記入誤りに御注意ください。

その他の世帯（生活保護・児童扶養手当を受給していない世帯）の提出書類

① 申請書

14、15 ページの記入例に沿って、記入してください。

本人確認資料（マイナンバーカード表面、社会保険証、各種健康保険資格確認書等のうちいずれか一つ）の写しを貼付欄に添付してください。

※ いずれも有効期限内のものに限ります。なお、健康保険証は令和7年12月2日以降、本人確認資料として使用できなくなります。

※ マイナンバーカード裏面（個人番号が記載されている面）は提出しないでください。

※ マイナンバー通知カードは、本人確認資料として使用できません。

② 令和7年度の住民税所得割額（令和6年所得分）を証明する書類

保護者とその配偶者のそれぞれについて※1、次のうちいずれか一つ

課税証明書・非課税証明書（写し可）
納税通知書の写し
特別徴収税額の決定・変更通知書の写し

- ※1 保護者が所得税法上の配偶者控除を受けている場合は、配偶者の証明書類は省略できます。
ただし、配偶者特別控除の場合は、配偶者の証明書類が必要です。
- ※2 無収入等で非課税の場合にも、非課税証明書が必要です。
- ※3 単身赴任等、勤務地の関係で別居されている方も証明書類が必要です。
- ※4 源泉徴収票は、住民税所得割額が記載されていないため課税証明書の代わりになりません。

③ 生徒本人の戸籍謄本（全部事項証明書）

生徒本人が外国籍の場合は、世帯全員分の住民票を提出してください。

生徒の親権者が、戸籍謄本（全部事項証明書）に記載されていない場合、その親権者の戸籍抄本（個人事項証明書）も提出してください。

④ 世帯全員分の住民票（ひとり親世帯の場合のみ）

世帯主との続柄を省略していない住民票を提出してください。

- ①～④の書類を提出用封筒に入れ、郵送してください。学校には提出しません。
必ず、提出用封筒の所定欄に学校名・生徒氏名を記入してください。
- ※ 切手の貼付は不要です。
 - ※ 書類④（世帯全員分の住民票）は該当者のみ提出します。
 - ※ 審査結果は書類①の保護者の欄に記載されている住所に送付します。
記入誤りに御注意ください。

住民税所得割額記載書類一覧（市町村別）

	市町村名	課税証明書等の名称		市町村名	課税証明書等の名称
あ 行	上尾市	課税（非課税）証明書		所沢市	市県民税所得課税証明書
	朝霞市	課税所得証明書		戸田市	市県民税課税証明書
	伊奈町	所得・（非）課税証明書	な 行	長瀬町	所得課税証明書
	入間市	市県民税（非）課税証明書		滑川町	所得・課税証明書
	小鹿野町	町民税・県民税 所得・課税 （非課税）証明		新座市	市民税・県民税課税証明書
	小川町	住民税決定証明書	は 行	蓮田市	課税証明書
	桶川市	課税・非課税証明書		鳩山町	所得・課税証明書
	越生町	住民税決定証明書		羽生市	市県民税所得課税証明書
か 行	春日部市	課税（非課税）証明書		飯能市	課税（非課税）・所得証明書
	加須市	所得・課税（非課税）証明書		東秩父村	課税証明書
	神川町	所得・課税（非課税）証明書		東松山市	住民税決定証明書
	上里町	課税証明書		日高市	市民税・県民税（非）課税証明書
	川口市	課税（所得）証明書		深谷市	課税（所得）証明書
	川越市	課税証明書		富士見市	市民税県民税課税証明書
	川島町	課税証明書		ふじみ野市	課税証明書
	北本市	課税（所得）証明書		本庄市	所得・課税証明書
	行田市	所得課税証明書	ま 行	松伏町	所得・課税・扶養証明書
	久喜市	課税(非課税)証明書		三郷市	課税（所得）証明書
	熊谷市	市民税県民税所得・課税（非課税）証明書		美里町	課税（非課税）証明書
	鴻巣市	課税証明書		皆野町	町県民税課税台帳記載事項証明書
	越谷市	課税（非課税）証明書		宮代町	住民税決定証明書
	さいたま市	所得・課税（非課税）証明書		三芳町	課税証明書
	坂戸市	課税・非課税（所得）証明書		毛呂山町	所得（非）課税証明書
さ 行	幸手市	住民税決定（課税・非課税）証明書	や 行	八潮市	課税（所得）証明書
	狭山市	市・県民税課税証明書		横瀬町	住民税決定証明書
	志木市	市・県民税課税証明書		吉川市	課税・非課税証明書
	白岡市	課税所得証明書		吉見町	住民税決定証明書
	杉戸町	住民税決定証明書		寄居町	町県民税課税台帳記載事項証明書
	草加市	課税（非課税）証明書		嵐山町	住民税決定証明書
た 行	秩父市	所得課税証明書	わ 行	和光市	住民税決定証明書
	鶴ヶ島市	課税（非課税・所得）証明書		蕨市	市・県民税所得課税証明書
	ときがわ町	住民税決定証明書			

※ 市町村によっては16歳未満の年少扶養親族の数が記載されない場合もありますので、証明書の取得時にはその数が記載されるよう申請を行ってください。

申請書記入例

様式第1号(1)

奨学金貸与資格認定申請書(新規・中学3年生用)

令和7年11月15日

(あて先)

埼玉県教育委員会教育長

在籍学校 学年	さいたま市立さいたま中学校 第3学年(年次)
------------	------------------------

生徒本人	フリガナ	サイタマ アヤコ	本人確認資料(マイナンバーカード表面、社会保険証、各種健康保険資格確認書等のうちいずれか一つ)の写しを貼ってください。 ※ 生活保護受給世帯は貼付不要です。 ※ 健康保険証は令和7年12月2日以降、本人確認資料として使用できなくなります。 ※ マイナンバーカード裏面(個人番号が記載されている面)は提出しないでください。 ※ マイナンバー通知カードは、本人確認資料として使用できません。
	氏名	埼玉 彩子	
	生年月日	昭和 22年 5月 4日 平成	
	電話番号	048-000-0000	
	住所	〒300-0000 埼玉県〇〇市〇〇 1-1-1	
保護者	フリガナ	サイタマ イチロウ	氏名 住所 性別 年 月 日 1234
	氏名	埼玉 一郎	
	生徒本人との関係	父	
	電話番号	090-0000-0000	
	住所	〒300-0000 埼玉県 〇〇市〇〇 1-1-1	
保護者の配偶者	フリガナ	サイタマ ハナコ	氏名 住所 性別 年 月 日 1234
	氏名	埼玉 花子	
	生徒本人との関係	母	
	電話番号	080-0000-0000	
	住所	〒300-0000 埼玉県〇〇市〇〇 1-1-1	

※ 裏面を記入してください

裏面も忘れずに記入してください。

※ 財務課記入欄

【裏 面】

下記のとおり、埼玉県高等学校等奨学金の貸与を受けたいので申請します。

生活保護と児童扶養手当の両方を受給している場合は、生活保護受給世帯に「○」をつけてください。

また、埼玉県が保有する個人情報を、当該奨学金の貸与期間に対して提供することに同意します。

記

いずれかに「○」をつけてください。

世 帯 区 分	生活保護受給世帯 ・ 児童扶養手当受給世帯 ・ ☒ その他の世帯			
申 請 期 間	令和 8 年 4 月 から 令和 9 年 3 月 まで			
奨 学 金 を 希 望 す る 種 類	ア 月額奨学金のみ イ 入学一時金のみ ☒ ウ 月額奨学金及び入学一時金			
世 帯 状 況	続柄	氏 名	年齢	職業 又は 学校名
	生徒本人	埼玉 彩子	15	さいたま市立さいたま中学校
	父	埼玉 一郎	40	会社員
	母	埼玉 花子	40	無職
	兄	埼玉 太郎	19	大学1年生

いずれかに「○」をつけてください。
貸与額は、貸与資格認定後に選択します。
(6 ページ参照)

記入誤り・記入漏れがあった場合、
審査・認定が遅れます。
記入例をよく読んで記入をお願いします。

備考 記載事項に係る記入例は、別添の「記入例」を参照してください。



よくある質問

Q 1 進学先が決まっていますが、奨学金の申請はできますか？

奨学金の申請は、進学先決定前でもできます。ただし、銀行での借入手続は、進学先が決定（進学先に合格）してからになります。

また、入金は早くても2月以降です。私立学校等の入学手続等に奨学金の入金が間に合わない場合がありますので、御承知おきください。

Q 2 奨学金はいつ入金されますか？

貸与資格の認定を受けただけでは、奨学金は入金されません。

認定を受けた後、埼玉りそな銀行の窓口で借入手続を行います。（9 ページ参照）

手続後、月の7日又は23日（休業日の場合は翌営業日）に入金されます。

最も早い貸与日（入金日）は、次のとおりです。

申請書類の提出日	最も早い貸与日
令和7年11月 4日（火） から 令和8年 1月 6日（火） まで	令和7年2月24日（火）
令和8年 1月 7日（水） から 令和8年 1月30日（金） まで	令和7年3月23日（月）

Q 3 奨学金の種類は、後で変更することはできますか？

申請書に記載する奨学金の種類（月額奨学金のみ、入学一時金のみ、月額奨学金と入学一時金の両方）は、後で変更することはできません。

貸与を希望する奨学金の種類を決めた上で、申請書の記入をお願いします。

Q 4 後期分奨学金※はいつ入金されますか？

貸与資格の認定を受けた方には、令和8年9月下旬頃、在学する高等学校等から案内があります。改めて申請をする必要はありません。

銀行での手続完了後、後期分奨学金が入金されます。入金は早くても10月以降の予定です。

※ 月額奨学金6か月分

Q 5 来年度以降も奨学金を借りることができますか？

貸与期間は、令和8年4月～令和9年3月までの1年間です。

来年度以降、引き続き奨学金の貸与を希望する場合は、改めて申請が必要です。

来年度当初に、貸与資格の認定を受けた方に、在学学校を通じて申請を御案内します。

Q 6 他の修学支援制度と重複利用ができますか？

埼玉県高等学校等奨学金制度は、他の修学支援制度との併用を禁止していません。

ただし、他の制度の方で併用を禁止している場合があります。その制度を取り扱っている窓口、制度の併用が可能かどうか確認してください。

また、重複して利用する場合には、将来の返還額について十分に検討してください。

Q 7 退学した場合には、奨学金はどうなるのでしょうか？

高等学校等を退学した場合は、奨学金の貸与資格認定を取り消し、以後の奨学金の貸与を中止します。

また、高等学校等を休学した場合、保護者が県外に転居した場合、不正な手段で貸与を受けた場合及び奨学金の貸与を辞退する場合には、同様に奨学金の貸与資格認定を取り消し、以後の奨学金の貸与を中止します。

Q 8 なぜ生徒本人と親権者が一緒に金融機関へ行く必要があるのですか？

奨学金の借入契約を結ぶ当事者は、生徒本人です。

民法の規定により、借入契約を結ぶ当事者が未成年の場合、親権者すべての方に、借入に必要な手続に同意していただく必要があります。

親権者がいないときは、未成年後見人の方に同意していただく必要があります。

Q 9 奨学金の返還が遅れてしまった場合、何かペナルティはあるのでしょうか？

奨学金の返還が始まると、毎月5日に、返還額が口座から引き落としされます。

引落としができなかった場合、埼玉りそな銀行に対し、遅延損害金の支払義務が生じます。また、同社から返還の依頼・連絡があります。

その後、更に一定期間内に返還がない場合、個人信用情報センターに登録され、クレジットカードが利用できなくなるなどの不利益が生じます。

なお、奨学金の返還でお困りのこと（例：病気・失業・収入が少ないなど）が生じた場合は、埼玉県教育委員会（財務課）または、借入手続きをした埼玉りそな銀行の窓口へ御相談ください。

提出前に確認しよう！ ～提出書類チェックリスト～

提出書類にチェックを入れていこう！

●全員

- ☐ 申請書・・・本人確認資料は貼り付けましたか？
※ 生活保護受給世帯は本人確認資料を貼り付ける必要はありません。

●生活保護受給世帯

- ☐ 生活保護決定（変更）通知書の写し・・・最新の書類を提出してください。
- ☐ 生活保護受給証の写し・・・期限は切れていませんか？
- ☐ 生徒本人の戸籍謄本（全部事項証明書）・・・生徒本人が記載されていますか？
※ 生徒本人が外国籍の場合は、戸籍謄本の代わりに世帯全員分の住民票が必要です。
- ☐ 世帯全員分の住民票
※ ひとり親世帯の場合のみ必要です。

●児童扶養手当受給世帯

- ☐ 児童扶養手当受給証・・・期限は切れていませんか？
- ☐ 生徒本人の戸籍謄本（全部事項証明書）・・・生徒本人が記載されていますか？
※ 生徒本人が外国籍の場合は、戸籍謄本の代わりに世帯全員分の住民票が必要です。

●その他の世帯

- ☐ 令和7年度の住民税所得割額を証明する書類・・・年度は間違えていませんか？
- ☐ 生徒本人の戸籍謄本（全部事項証明書）・・・生徒本人が記載されていますか？
※ 生徒本人が外国籍の場合は、戸籍謄本の代わりに世帯全員分の住民票が必要です。
- ☐ 世帯全員分の住民票
※ ひとり親世帯の場合のみ必要です。

お問い合わせ

埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当

電話 048-711-7012（コールセンター） 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉 高校 奨学金

検索

